

工事費負担金契約書

〇〇株式会社（以下甲という）と九州電力株式会社（以下乙という）とは、甲、乙間の接続供給等に伴う供給設備の工事費負担金について、次のとおり契約する。

第1条（甲の接続供給契約等申込内容）

甲の接続供給契約等申込の内容は以下のとおりである。

発電者	〇〇株式会社 〇〇発電所
受電地点	〇〇県〇〇市大字〇〇
受電電圧	60kV
同時最大受電電力	〇〇, 〇〇〇kW
接続供給開始希望日	平成〇年〇月〇日

第2条（甲が費用負担する設備）

甲の申込みに対し、乙が施設する設備のうち、甲が費用負担する設備は乙の託送供給約款に定めるところにより以下のとおりである。

計量設備（計量装置、自動検針用設備）	材料費・工費
--------------------	--------

第3条（甲の工事費負担金見積額）

前条の設備について、甲は乙に対し、乙の託送供給約款による工事費負担金見積額_____円也（内消費税等相当額_____円）を乙の工事着手前に支払う。

第4条（工事費負担金見積額の精算）

前条の工事費負担金見積額は工事竣工後、その実績額により精算するものとする。

第5条（設備の所有者）

本契約により施設する設備は、甲の負担した金額の多少にかかわらず乙の所有とする。

第6条（特別な事情が生じた場合の取扱い）

- 乙の工事施工にあたり、天候、用地事情、停電交渉等の特別な事情が生じた場合には、甲、乙協議のうえ第1条および第2条の内容を変更することができるものとする。
- 前項に定める事情により、工事費負担金見積額が変更となる場合で、甲がすでに第3条の工事費負担金見積額を乙に支払っている時は、当初の見積額と変更後の見積額との差額の支払いあるいは返還を求めない。この場合、第4条に従って、工事竣工後に、実績額に基づき精算するものとする。

第7条（損害賠償の免責）

前条により第1条および第2条の内容を変更した場合、乙は甲の受けた損害について賠償の責めを負わないものとする。

ただし、乙の責めとなる理由による場合は、この限りではないものとする。

第8条（その他事項）

この契約に定めのない事項については、乙の託送供給約款によるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

（甲） 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役

〇 〇 〇 〇

（乙） 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社 ネットワークサービスセンター

所 長

〇 〇 〇 〇